

同行援護アセスメント票

申請者名 _____

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害 視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える 目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない 見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること(視力確認表は別紙)
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	・周辺視野角度(I/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(I/二視標による。以下同じ)が56度以下である。 ・両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。 (身体障害者手帳3級に相当)	・周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 ・両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。 (身体障害者手帳2級に相当)	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

●視覚障害者の外出時の支援の必要性について

項目	支援の必要性(○印)	特記事項
目的地までの切符を買う	要 ・ 不要	
駅名標示、案内板を確認する	要 ・ 不要	
正しい交通機関を選んで乗る	要 ・ 不要	
交通信号の確認をする	要 ・ 不要	
買い物際の金銭授受	要 ・ 不要	
書類の確認・必要事項の記載をする	要 ・ 不要	
その他	要 ・ 不要	(具体的内容)

支援の必要性 有 ・ 無 (上記項目のうち、1項目でも「できない」があれば必要性有と考える)

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（表2）

行動関連 項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特 定 の者	会話以外 の方法	独自の 方法	コミュニケーシ ョンできない
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の者	会話以外 の方法	独自の 方法	コミュニケーシ ョンできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断でき ない	
大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1 回以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
異食行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
多動・行動停止	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
不安定な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
不適切な行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
突発的な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
過食・反すう等	支援が 不要	希に支援 が必要	月に1回 以上	週1回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の 支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

別表1 障害児の調査項目（5領域11項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神症状	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。

			また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。
--	--	--	---

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

訪問系サービスの支給
時間めやす表

【18歳以上(障害者)】

(月あたりの支給時間)

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
第1基準 (別表1)	居宅介護	身体介護、家事援助、通院等介助の合計	7h	9h	13h	24h	38h	55h
		重度訪問介護対象者が居宅介護を使う場合				62h	77h	110h
	行動援護	区分3以上	50h					
	重度訪問介護	区分4以上				137h	172h	227h
		重度障害者等包括支援対象者が重度訪問介護を使う場合						399h
	同行援護	区分不要	50h					
重度障害者等包括支援	区分6 (月単位数) ※単位数で支給決定します							83,040

・訪問系のサービスの利用を希望する場合、サービスが必要な理由を明確にした上で、障害支援区分及び本人の利用意向等に基づき、上記に示す基準のめやす時間の範囲内でサービスを支給します。

・示されている時間数は障害支援区分ごとのおおまかなめやすを示しているものです。機械的に、上記の時間数をそのまま決定するものではありません。

・その方の生活全体の状況を踏まえ、必要なサービスを個別・具体的に計画化し(サービス等利用計画案)、その計画案を参考にしながら、最終的な支給決定を区において行っています。

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
第2基準 (別表2)	居宅介護	身体介護、家事援助、通院等介助の合計	26h	41h	48h	67h	76h	89h
		重度訪問介護対象者が居宅介護を使う場合				107h	120h	150h
	行動援護	区分3以上			69h	88h	99h	114h
	重度訪問介護	区分4以上				238h	266h	312h
		重度障害者等包括支援対象者が重度訪問介護を使う場合						477h
	同行援護	区分不要	62h					
重度障害者等包括支援	区分6 (月単位数)							99,420

・第1基準(別表1)を超えてサービスが必要と判断される場合は、障害支援区分や本人の障害状況、家族の介護状況などを勘案し、上記の基準に定めるめやす時間の範囲内で、支給認定会議の個別審査を経て、サービスの支給決定を行います。

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
第3基準 (別表3)	居宅介護	身体介護、家事援助、通院等介助の合計	42h	50h	68h	79h	94h	120h
		重度訪問介護対象者が居宅介護を使う場合				119h	147h	192h
	行動援護	区分3以上			87h	98h	113h	122h
	重度訪問介護	区分4以上				263h	327h	398h
		重度障害者等包括支援対象者が重度訪問介護を使う場合						524h
	同行援護	区分不要	72h					
重度障害者等包括支援	区分6 (月単位数)							109,090

・さらにサービスが必要だと判断される場合は、支給量の個別具体的な調整を行った上で、支給認定会議の個別審査を経て、サービスの支給決定を行います。(その場合の支給量は原則として第3基準(別表3)の範囲までとしますが、真にやむを得ないと判断される場合にはその限りではありません)。

【18歳以上(障害者)(介護保険併給者)】

(月あたりの支給時間)

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護保険併給者の場合の基準	重度訪問介護	第1基準(別表1)				181h		
		重度障害者等包括支援対象者が 重度訪問介護を使う場合						353h
		居宅介護で支給する場合				64h		
		第2基準(別表2)				266h		
		重度障害者等包括支援対象者が 重度訪問介護を使う場合						431h
		居宅介護で支給する場合				104h		
		第3基準(別表3)				352h		
		重度障害者等包括支援対象者が 重度訪問介護を使う場合						478h
		居宅介護で支給する場合				146h		
重度障害者等 包括支援	第1基準(別表1)					32,960		
	第2基準(別表2)					49,340		
	第3基準(別表3)					59,010		

重度訪問介護は
区分4以上

単位数でなく
時間数で支給
重度包括支援は
区分6のみ

・介護保険サービスを併せて利用している場合には、上記の介護保険併給者のめやす時間を参考に訪問系サービスの支給を行います。

・示されている時間数は障害支援区分ごとのおおまかなめやすを示しているものです。機械的に、上記の時間数をそのまま決定するものではありません。

【18歳未満(障害児)】

(月あたりの支給時間)

第1基準 (別表1)			児童区分1	児童区分2	児童区分3
	居宅介護	身体介護・通院等介助の合計	21h		
	行動援護		40h		
	同行援護		50h		

・18歳未満の障害児に対する訪問系サービスについては、家族等の介護が欠ける場合や介護者ひとりでの介護が困難な場合等に支給しています。

・また、児童への家事援助は想定していません。

・その方の生活全体の状況を踏まえ、必要なサービスを個別・具体的に計画化し(サービス等利用計画案)、その計画案を参考にしながら、最終的な支給決定を区において行っています。

第2基準 (別表2)			児童区分1	児童区分2	児童区分3
	居宅介護	身体介護・通院等介助の合計	26h	41h	48h
	行動援護		70h		
	同行援護		62h		

・第1基準(別表1)を超えてサービスが必要と判断される場合は、児童の障害状況、家族の介護状況などを勘案し、上記の基準に定めるめやす時間の範囲内で、支給認定会議の個別審査を経て、サービスの支給決定を行います。

第3基準 (別表3)			児童区分1	児童区分2	児童区分3
	居宅介護	身体介護・通院等介助の合計	42h	50h	68h
	行動援護		88h		
	同行援護		72h		

・さらにサービスが必要だと判断される場合は、支給量の個別具体的な調整を行った上で、支給認定会議の個別審査を経て、サービスの支給決定を行います。(その場合の支給量は原則として第3基準(別表3)の範囲までとしますが、真にやむを得ないと判断される場合にはその限りではありません)。

グループホーム（外部サービス委託型）サービスの標準支給時間表

（月あたりの支給時間）

標準時間			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護 ※身体介護を伴う場合に限る			150分	600分	900分	1300分

・共同生活援助（外部サービス委託型）の受託居宅サービスの支給にあたっては、国が参酌すべき時間として示した標準時間を支給するものとして杉並区介護給付費等支給決定に関する要綱で支給量を規定しています。

・ただし、国が支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないと示した次に掲げる場合であって、支給認定会議の個別審査を経て、外部サービス標準時間の範囲内では必要な受託居宅の支給量が確保されないと認められたときは、下表の時間内で支給量の支給決定を行うものとします。

- ①当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合は又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合
- ②障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると認めた場合

・また国は支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて市町村審査会に諮ることが望ましい。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合は、市町村審査会の意見を聴くものとしているため、標準時間を超える支給をする場合は、どの場合においても、市町村審査会の意見を聞いたうえで支給決定をします。

※参酌すべき「受託居宅介護サービスの支給標準時間」は、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案して算出されています。

審査会基準			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護 ※身体介護を伴う場合に限る			600分		1300分	1900分

・標準時間、審査会基準時間をさらに超えるサービスが必要だと判断される場合、国の示す参酌すべき「受託居宅介護サービスの支給標準時間」は、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案して算出されていることから、支給量変更の申請をするとともに心身の状態が大きく変わる場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第24条の第4項に定める障害支援区分の認定を受けることを検討することが考えられます。

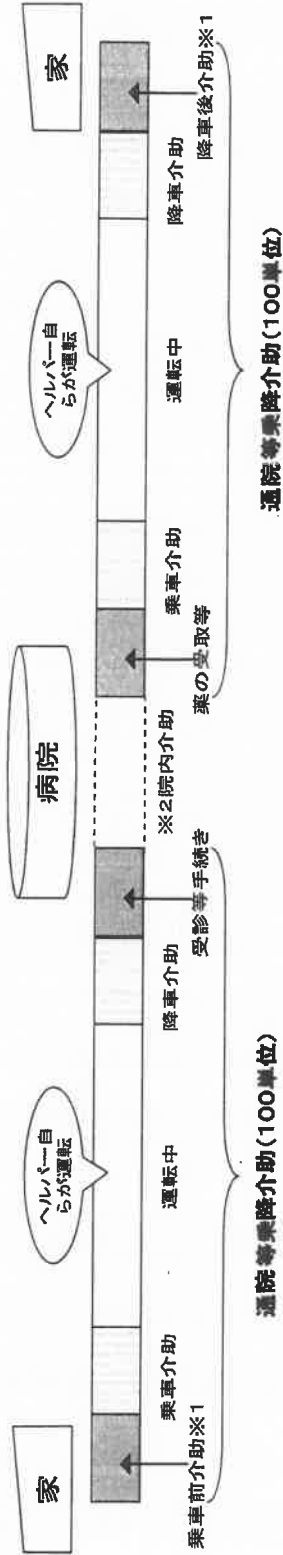
○ 介護保険制度における訪問介護サービスと障害者制度における障害者福祉サービスの支給の適用関係

・障害者福祉サービスを受けている方が、65歳到達後の対応として介護認定を受けた後の取り扱いについて

		非該当	要支援	要介護
障害者福祉固有のサービス(同行援護・移動支援)		障害(※1)	障害(※1)	障害(※1)
介護保険と障害者福祉で重複するサービス	家事援助	障害(※1)	介護(介護予防訪問事業・自立支援訪問事業)(※2)	介護
	身体介護		介護	
	通院介助	障害(※1)	介護(介護予防訪問事業)(※3) 障害(※4)	介護(※5) (要調整)
<p>※1 障害者施策から必要なサービスをそれぞれの支給基準(基本基準)に基づいて支給。</p> <p>※2 介護予防を目的としてヘルパーと一緒に家事等を行うサービスなので、障害者の支援としてのサービス支給にはなじまないが、介護予防訪問事業・自立支援訪問事業で支給。</p> <p>※3 介護予防を目的としたサービスであるが、通院時の介助の必要性が明らかである、1週間に1回あるいは2回等毎週の定期的な通院にかかる通院介助は、原則介護保険(介護予防訪問事業)で支給。ただし、障害特性により通院介助が必要な場合を除く。</p> <p>※4 上記※3以外の通院回数(週1回あるいは2回等毎週の定期的な通院ではなく、月1回、月2回等の場合)で、介護上の課題から通院介助が必要な場合は障害の通院介助で対応。ただし、通院介助の必要性が介護の問題ではなく、視覚障害による場合は、障害福祉固有のサービスである同行援護で支給。この場合の通院は定期、不定期を問わない。</p> <p>※5 「要介護の通院介助」は、通常の介護保険の通院介助なので、原則として介護保険で支給。ただし、サービス担当会議を開催した結果介護保険では院内介助が認められない場合で、視覚障害等の障害特性から院内介助が必要と認められる場合は、要相談とし、関係課で協議した上で決定する。</p>				

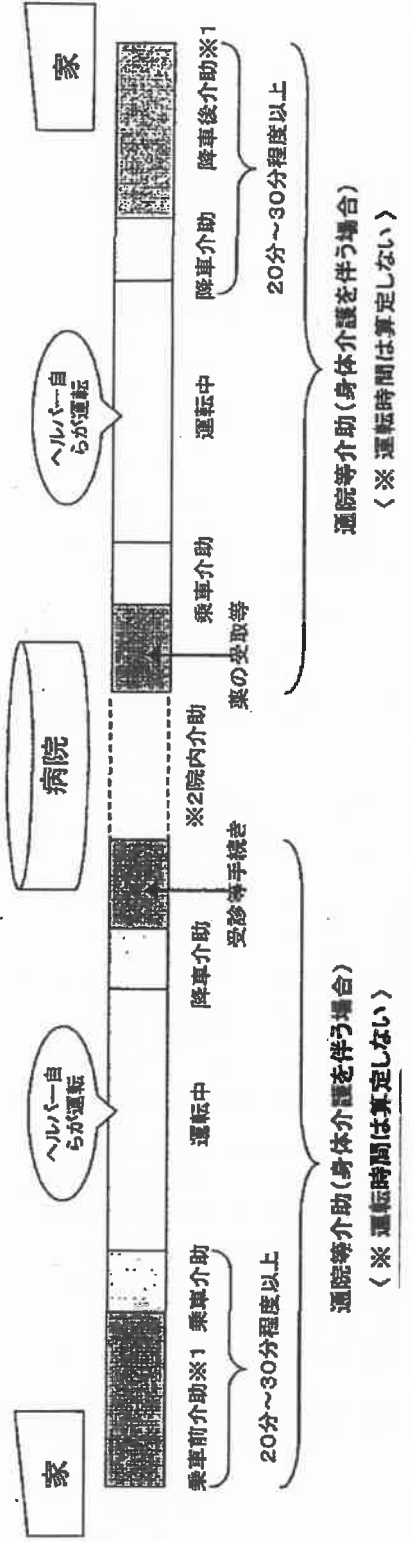
【「通院等乗降介助」を算定する場合】

(病院の場合)



【ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合】

(病院の場合)



「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（令和6年3月29日）VOL. 1、6 就労系サービス（休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用）」に係る杉並区の対応

令和6年3月29日に国が発出した上記通知の問52及び問54について、就労系障害福祉サービス等による復職支援が必要な方に適切な支給決定ができるよう、杉並区では下記のとおり事務を行います。また、平成30年1月26日東京都福祉保健局障害者施策推進部就労支援担当課長発出の「就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用について」により、下記①の復職支援を実施する主な機関を追記します。

記

問52 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答)

障害福祉サービスの支給決定プロセスにおいて、障害者手帳等により、申請者が支給決定の対象である障害者であることを確認することとなっている。（「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領））

その上で、一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の要件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

上記（答）の「以下の要件」について、①～③に記載のとおり。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合

参考：復職支援を実施する主な機関

a 都立中部総合精神保健福祉センター

b 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター

1) リワークセンター東京 2) リワークセンター東京多摩支所

c 復職支援プログラムを実施する医療機関

- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

なお、上記①②の要件に該当するかどうかについては、以下ア～ウが作成する以下の書類の提出により確認する。

ア 雇用先企業

- ・当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

イ 休職に係る診断をした主治医

- ・当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

⇒主治医が以下の観点を記載した書類の提出を求める

- ①病状が安定したため復職が見込める状況であること
- ②ストレスの持ち方や生活面の課題等からリワーク支援を受けてから復職することが望ましいこと
- ③支援に際し留意すべきこと

ウ 相談支援事業所

- ・地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

⇒上記①②及び法に定める勘案事項を踏まえて支給の可否を決定する。

問5 4 従来より、一般就労している障害者が休職し、就労系障害福祉サービスと同様の条件を満たす場合には、休職期間中の生活介護や自立訓練の利用が認められていたが、この取扱いはどうなるのか。

(答)

一般就労している障害者が休職し、復職支援として生活介護や自立訓練を利用する場合についても、問5 2の①～③と同様の要件を確認できた場合にのみ、支給決定を行っても差し支えないこととする。

その際、問5 2ア～ウが作成する同様の書類により、要件を満たしているか、確認する。

上記(答)について、問5 2の対応と同様。

「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（平成29年3月30日）等の送付について 2、就労系障害福祉サービスについて（就労移行支援の大学在学中の利用）」に係る杉並区の対応

記

平成29年3月30日に国が発出した上記通知の問13について、杉並区では下記のとおり事務を行います。

問13 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができるか

(答) 大学（4年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ）在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に、支給決定を行って差し支えない。

上記（答）の以下の三条件について、下記のとおり書面等で確認する。

- ① 大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
⇒区の職員が利用者の大学へ連絡をし、障害がある学生に対する就職支援の実施状況を確認する。
- ② 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
⇒本人が、大学から卒業見込み証明書を取得し区へ提出する。
区の職員は、本人に対し、卒業までの履修スケジュールと就労移行支援の利用開始希望の時期の確認を行う。
- ③ 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市町村が判断した場合
⇒上記①②及び法に定める勘案事項を踏まえて支給の可否を決定する。また、当然のことではあるが、申請時には国が定める介護給付費等に係る支給決定等について（事務処理要領）に定める対象者であることが前提。

(R6. 4 杉並区保健福祉部障害者施策課認定・給付係)